## 公有財産台帳の登載誤り

対象受検機関	検出事項					是正を求める事項
大阪わかば高等学校	行政財産の使用許可の更新について、公有財産台帳への登載を行っていないもの があった。					検出事項について、速やかに是正措置を講じるとともに、原因を確認し、再発防止に向け必要な措置を講じられたい。
	種別	許可数量	目的	年間使用料	許可期間	【大阪府公有財産規則】
	建物	2台	自動販売機	396, 000円	(注) 令和6年4月1日から 令和7年3月31日まで	(使用状況の確認) 第31条 部局長等は、その所管する行政財産の使用の許可の内容について、知事が別に定めるところにより公有財産台帳に登載し、毎年一回、その許可に係る行政財産の使用の状況を実地について調査し、確認しなければならない。 【大阪府公有財産台帳等処理要領】 (使用許可、貸付又は使用承認の状況) 第19条 部局長等は、使用許可、貸付又は使用承認を行ったときは、システムを用いて使用許可、貸付又は使用承認の情報を当該年度に登録するものとする。 2 登録した使用許可、貸付又は使用承認の状況に異動があったときは、システムを用いて異動登録を行うものとする。
		有財産台帳で」のまま放置		令和4年4月1日	から令和6年3月31日ま	
					世界の中京	

## 措置の内容

検出事項について、速やかに公有財産台帳に登載を行った。

検出事項の原因は、担当者が公有財産台帳への登載を失念していたことにある。

再発防止に向けて、複数の職員で公有財産台帳の登載状況の定期的な確認を行うチェック体制の強化を図ることとした。

今後は、関係諸規則等に基づき適正に事務処理を行う。

監査(検査)実施年月日(委員:令和一年一月一日、事務局:令和6年10月1日から令和7年1月31日まで)